

## 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例案要綱

## 1 制定の理由

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項に定めるもののほか、同法第24条および第28条第1項に規定する調査に関する事項を調査審議する滋賀県立学校いじめ問題調査委員会を設置することとするため、新たに制定しようとするものです。

## 2 概要

- (1) 法第14条第3項の規定に基づき教育委員会の附属機関として滋賀県立学校いじめ問題調査委員会(以下「委員会」という。)を設置することとします。(第1条関係)
- (2) 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第14条第3項に定めるもののほか、法第24条の調査および第28条第1項の調査に関する事項を調査審議することとします。(第2条関係)
- (3) 委員会は、委員5人以内で組織することとし、委員は法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識および経験を有する者ならびに学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命することとします。(第3条関係)
- (4) 委員の任期は2年とし、再任を妨げないこととします。(第4条関係)
- (5) 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとし、臨時委員について必要な事項を定めることとします。(第5条関係)
- (6) 委員会に委員長を置くこととし、必要な事項を定めることとします。(第6条関係)
- (7) 委員会の会議について、必要な事項を定めることとします。(第7条関係)
- (8) 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとし、専門委員について必要な事項を定めることとします。(第8条関係)
- (9) 委員長は、委員会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことまたは関係資料等の提出を求めることができることとします。(第9条関係)
- (10) 委員および臨時委員ならびに専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も同様とすることとします。(第10条関係)
- (11) 委員会の庶務は、滋賀県教育委員会事務局で処理することとします。(第11条関係)
- (12) この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとします。(第12条関係)
- (13) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。